

河川に係る大規模自然災害に備えて早急な事前防災及び減災を求める意見書

西日本豪雨により、倉敷市真備町地区の小田川が決壊した原因を探っていた国の調査委員会は、川の水が越水し、堤防が外側から削られて決壊した可能性が高いとする見解を発表しました。

当管内におきましても、平成27年9月の関東・東北豪雨により、越水や破堤による浸水等の多大な被害があったのは記憶に新しいものであります。

さらに、近年の傾向として1時間降水量100ミリメートル、日降水量500ミリメートルを超える記録的なゲリラ豪雨や集中豪雨の頻発傾向等を考えると、水害発生の危険性がこれまで以上に高まっております。

治水事業は、国土基盤整備の中でも国民の生命と財産を守る根幹的な施策であり、安全で安心できる生活環境を築く上で、欠くことのできない最も優先的に実施されるべき事業であります。

以上の状況に鑑み、洪水被害を未然に防止し、地域社会を水害から守り流域住民の生活を安定させ、安全で安心な地域づくりを進めるためにも、下記のとおり、国及び県管理河川の整備計画の早期実現に向けて取り組むことを強く求めるものです。

記

- 1 激甚な災害が頻発しているにもかかわらず治水事業費が縮減される中、国及び県管理河川の整備推進などにより国土の強靱化を確実にかつ計画的に推進するため、洪水被害を未然に防止し、流域住民の安全で安心な生活の確保を図るための公共事業関係費を長期的・安定的に確保すること。
- 2 たび重なる震災や豪雨災害への対策として、江合・鳴瀬・吉田川で進行中の河川改修工事の早期完成を図るとともに、継続事業である「江合川河道掘削事業」、「鳴瀬川中流河川改修事業」、「吉田川中流地区河川改修事業」を引き続き強力で推進すること。
- 3 国・県管理河川の堤防除草や洪水流下の阻害要因となる堆積土砂の撤去、支障木の伐採、河道掘削、水門、排水機場、樋管等を早急に維持修繕し、より一層の適切な河川管理の推進を行うこと。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月27日

宮城県大崎市議会議長 佐藤和好

内閣総理大臣
国土交通大臣
財務省
衆議院議長
参議院議長
宮内省
大臣
大臣
大臣
議長
議長
知事

} 殿